

平成 19 年 10 月 29 日

淡路市長 門 康彦 様

淡路市行政改革等審議会
会 長 来 田 進

淡路市の行財政改革について(提言)

平成 19 年度の淡路市行財政改革の推進状況について、行政改革推進本部から状況報告を求め内容をまとめたので、淡路市行政改革等審議会条例第 2 条第 3 号に基づき、下記のとおり提言します。

記

合併から 3 年目を迎えた淡路市は、先に公表された自治体の財政状況を示す 2007 年度の「実質公債費比率」では 24.2%となっており、県下 41 市町のうち 3 番目に高い比率で、極めて厳しい財政状況が続いていることが伺えます。

これまでも、行財政改革への取り組みが行われてきましたが、平成 19 年度のスローガンである「検証と実行」を基軸とした行政運営に心がけ、健全財政の構築に向けて、更なる行財政改革推進のため、次のとおり提言します。

I 平成 18 年度淡路市の行財政改革について(提言)から

昨年は、5 回に亘る行政改革等審議会を開催し、本年 3 月に提言として取りまとめ、市長に提出したところです。

同提言について、その後の取り組み状況、進捗状況の報告を受け、以下について更なる取り組みを求めるものです。

1 市税、使用料、保険料、貸付事業の滞納整理の徹底について

財政運営の根幹をなす市税収入については、財源確保は勿論のこと、負担の公平性の観点からも、厳正に対応することが必要である。

今年度から徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努められているが、県下の比較でも収納率が悪く(平成 18 年度決算、県内 29 市中ワースト 2)、また、前納報奨金を廃止した影響も考えられることから、納期の周知徹底を図るなど、更なる徴収確保に努めることが必要である。

なお、使用料、保険料及び過去において行った貸付事業における収納についても、滞納が見受けられることから、担当部・課において収納方法の検討を行い、収納率向上に努められたい。

2 数多い未利用の市有地の有効活用について

旧 5 町から引継いだ淡路市の宅地分譲地については、実勢価格に併せ販売価格の見直しを行うことにより、一定の成果が見受けられる。また、大規模な遊休市有地についても、一部において売却が進むなどある程度の成果が見受けられるが、淡路市では、まだ数多い未利用の市有地を有していることから、今後、更なる販売促進、企業誘致推進に努められたい。

なお、市の所有財産を精査し小規模用地についても、売却可能な用地については売却の推進を願いたい。

3 市議会議員定数・報酬について

淡路市議会議員の定数については、議会内に議員定数等調査特別委員会を設け、活発な議論が行われているところである。しかし、昨年度も当審議会から提言した議員報酬については、何ら議論がなされておらず、「議員報酬についても議論すべき」との市民からの声があることから、重ねて議員報酬の検証についても提言するものである。

なお、全ての市民に平等の権利を与えるための選挙費用について、他市との不整合もあることから、併せて検討願いたい。

II 平成 19 年度行政改革等審議会から

本年の行政改革等審議会における、各委員からの意見を取りまとめ、以下のとおり提言します。

1 事務事業見直し提案(新規)について

本年度の事務事業見直し提案については、職員 16 名から 23 項目の提案があった。これは、昨年 233 件の提案がありほぼ出尽くしたと思われるが、少し少ないということがいえない。

今回の提案内容は、ほとんどが行政内部の見直し提案となっており、住民生活に直接影響するものは少ないと思われるが、職員の意思を尊重し、サマーレビューにおける方針に基づき実行されることが望まれる。

2 定員適正化計画の推進について

集中改革プランにおける定員適正化計画では、計画期間である、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で、職員数を 8.9%、63 人削減を目途としている。平成 19 年度における平成 17 年度比較では 43 人の削減があり、計画以上の進捗があったことが伺える。しかし、人件費は歳出全般に大きな割合を占めることから、市の定員適正化計画である平成 27 年度、480 人に向け、退職勧奨制度を活用するなど、計画を前倒しすることにより、早期の定員適正化が必要である。

また、類似団体においても更なる定員削減を行っていることから、本市も定員適正化計画を上回る削減について検討すべきである。

なお、人件費等の見直しについても、継続して推進すること。

3 借地単価のあり方と借地料の減額について

現在、淡路市での借地料の総額は 1 億 9 千万円余があると聞いている。これは、旧 5 町から引継いだもので、単価設定はまちまちであり、また、借地料単価についても、淡路市において特段の見直しを行っていない。

今後、地権者との協議が必要となるが、単価設定の統一を図るとともに、借地料の単価についても、公有地の販売は実勢価格に併せ見直しを行っている状況から見直しが必要と思われる。

4 公共施設の見直しについて

淡路市の公共施設は 408 施設におよび、平成 18 年度末において指定管理している施設が 49 施設、廃止・休館等を行った施設は 12 施設となっている。

しかし、指定管理している施設は、指定管理前も同業者(団体)で管理委託をしていたケースがほとんどであり、廃止・休館等においても特段の財政効果が生じた状況ではない。

公共施設の見直しは、行財政改革の大きな柱になっており、類似団体等と比較、淡路市としての適正規模を把握し、市民ニーズの把握など利用者の利便性に配慮しつつ、昨年示された「淡路市公共施設の見直し方針」に基づき、早期の見直しが必要である。

なお、特に以下については、更なる検討をお願いするものである。

① 温水プールのあり方について

温水プールについては、市内に 3 施設あり類似団体と比べても非常に多い施設の一つである。現在、指定管理することにより経費削減を図っているものの、3 施設で指定管理料を定めているため、高額な指定管理料になっている。特に、北淡温水プールの利用頻度が少なく高額な指定管理料の足かせとなっている。

こうした状況から、夏期プールとしての使用が検討されているが、北淡温水プールは真新しい施設であることから、水泳スクールなどの利用のほか、健康増進の観点からの活用を図る等あらゆる活用について、指定管理業者や関係者と協議、検討することにより収入増を図ることを優先し、以後、あり方を検討すべきである。

② カーネーションホームの運営について

カーネーションホームの運営については、介護保険法の改正等に伴い、介護報酬が減額され、厳しい運営状況となっている。施設では、経費の節減、また利用者の確保に努めるなど改善に取り組んでいるものの、一般会計からの繰入金を充たしながらの運営となっているのが実態である。

施設の運営については、事務改善を継続し、類似施設と比較を行い、更なる一般会計からの繰入が無いよう努めるとともに、将来的な課題として指定管理者制度の導入、民営化についても検討すべきである。

③ 公共施設の使用料について

公共施設(公民館、会館等)の使用に際し、平成 20 年度より淡路市民であれば原則使用料を無料とし、維持管理費(冷暖房費、照明などの電気代)の実費分は精査のうえ徴収すると聞いている。

会館等の使用料無料は、市民の文化活動の活性化を図ることにおいて大変有意義なことであり、維持管理費の実費分の徴収についても、応分の負担は必要と思われることから、今後、広報等を通じ周知に努められたい。

5 下水道加入の促進について

公共下水道整備は、生活排水処理により川や海の水をきれいにするとともに、トイレの水洗化等により生活環境を良くすることを目指し、淡路市においても平成 18 年度末で 72.9%の普及率となっている。しかし、加入率は、同年度末で 56.2%にとどまっており、加入促進が大きな課題となっている。

公共下水道整備には、一般会計からの持ち出しも大きいことから、「美しい淡路市」を目指す環境問題も含め、加入促進を図る必要がある。

6 防災行政無線の使用マニュアル化及び戸別受信機について

防災行政無線は、火災、風水害などの防災放送と市民へのお知らせ等の行政放送とに区分されており、市民には欠かせない情報収集手段の一つとなっている。

しかし、運用については、総合事務所ごとにされていることもあり、地域により

情報量や時報等の時間帯の違いが見受けられることから、出来る限り統一を図ることが望ましい。

また、戸別受信機の配備については、旧津名町、旧一宮町は各戸配備が済んでいるものの他地域では配備されていない状況にある。風水害時には家を締め切っていることもあり、緊急時は屋外設置のスピーカーでは聞きづらいことが想像できることから、財政状況を勘案しながら戸別受信機の配備については、優先的な取組みを推進されたい。

なお、地震の大きな揺れを一般に向けて事前に知らせる気象庁の「緊急地震速報」が10月1日より開始されたことに伴い、同無線により「緊急地震速報」を受信できるシステムを早期に整備されたい。

7 小中学校・保育所適正規模について

市立小学校の適正規模については、9月定例議会において「小中学校適正規模・適正配置等推進計画(素案)」が示された。これは、先の「市立小中学校・保育所適正規模等審議会」からの答申を受け、答申に沿った素案となっており、今後、関係部署との協議・検討しながら、保護者や関係住民等への説明がなされるものと思われる。

市立小学校の再編素案が示されたことにより、住民の関心は高く、保育所適正規模についても同時に進行・協議されることが望まれる。

8 行政評価の構築について

行政評価システムの導入は、全国の市では約50%が既に導入している状況にある。行政評価の意義は、成果志向による行政運営、総合計画の進行管理、予算編成の活用を図りながら職員の意識改革を促すことにある。

淡路市では、本年度から簡易な行政評価を取り入れ、試行的な取り組みを行っているところであるが、本来の行政評価の目的に達していない。今後は、行政評価の精度を高め、評価については内部評価だけでなく、外部評価を取り入れるなどし、住民への情報公開に積極的な対応を図られたい。

◆淡路市行政改革等審議会 記録

○ 第1回審議会開催

平成19年5月11日(金) 場所 市役所3F 第3委員会室

協議事項

- (1) これまでの行財政改革への取り組みについて
- (2) 行財政改革の推進計画について

○ 第2回審議会開催

平成19年7月19日(木) 場所 市役所2F 大会議室1.2

協議事項

- (1) 「淡路市の行財政改革についての提言」(18年度)について
- (2) 事務事業の見直し提案の実施について(18年度提案分)
- (3) 事務事業の見直し提案書(19年度新規提案分)
- (4) 公共施設の見直し検討の取り組み状況について

○ 第3回審議会開催

平成19年10月29日(月) 場所 市役所3F 第1.2委員会室

協議事項

- (1) 提言書の検討について
- (2) その他

○ 淡路市の行財政改革について(市長へ提言)

平成19年10月29日(月) 場所 市役所3F 第1.2委員会室

淡路市行政改革等審議会委員名簿

会 長	来 田	進	東 浦
副 会 長	三 原	芳 明	津 名
委 員	木 下	智 之	津 名
委 員	平 松	勤 志	淡 路
委 員	畑 美 代 子		淡 路
委 員	溝 上	孝 夫	北 淡
委 員	倉 本	光 夫	北 淡
委 員	奥 井	尚 征	一 宮
委 員	元 津	八 千 代	一 宮
委 員	平 岡	博	東 浦

